

阿波吉野川警察署事業者選定アドバイザー業務 企画提案書に係る審査委員による質疑実施要領

1 目的

阿波吉野川警察署事業者選定アドバイザー業務委託事業者審査委員(以下「委員」という。)が提案者に質問を行う機会を設け、委員の理解を深めることにより、適正な企画提案書の特定に資するため実施する。

2 要領

委員による企画提案書に係る質疑項目(様式9)を提案者へ電子メールにより通知することとする。

提案者回答に係る様式は任意様式において、電子メールにより回答することとする。 提出先：e-mail f-kikaku@police.pref.tokushima.jp

3 質疑通知日時

令和7年12月11日(木)午前9時

質疑がない場合も、電子メールによりその旨提案者へ通知することとする。

4 回答期限日時

令和7年12月15日(月)午後5時